

「屋外広告物の規制見直し」に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 令和3年2月1日（月）～3月1日（月）

(2) 意見の応募者数 1名（男性 1名，女性 0名）
意見数 1件

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	計
人数	0	0	0	1	1

2 意見の処理状況

区分	処理区分	件数
A	意見の趣旨等を反映し，見直しに盛り込むもの	0件
B	意見の趣旨等は，見直しに盛り込み済みと考えるもの	0件
C	見直しの参考とするもの	0件
D	見直しに盛り込まないもの	1件
E	その他，要望・意見等	0件
計		1件

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	D	<p>今回の禁止地域の対象区域は，LRT沿線の「両側500m」となっているが，一般的な事業者や広告業者が野立広告物等の設置を検討する場合には，沿線の隣接地または近接地が想定され，500m先までの設置は，費用や効果の観点から考えられない。</p> <p>掲出が想定されない場所への規制は，土地の所有者や使用者にとってメリットがなく，権利を阻害するだけの過剰なものであることから，対象区域を再考して沿線の「両側100m」以下に縮小すべきである。</p>	<p>対象区域につきましては，現在の良好な眺望景観を保全するため，道路から展望できる範囲として，500mを設定しております。</p> <p>この幅員につきましては，現在の基準（第1種許可地域）において掲出が想定される野立広告板（1基の最大面積：10㎡）の視認性を考慮するとともに，国の屋外広告物条例ガイドラインや，県内・市内における他の禁止地域との整合を図っているところであります。</p>